

会社の違法性を東京高裁も認定！

「テロリスト的行為」と掲示したことは名誉棄損！

会社ついに観念！

慰謝料150万円＋弁護士費用分＋2年分の利息支払い認める！

反処分・反テロ裁判控訴審勝利！

9月16日、東京高等裁判所で「反処分・反テロ裁判」控訴審判決が言い渡されました。判決では、組合側・会社側双方の控訴を棄却しましたが、今年1月15日の東京地裁判決を支持し、萩原光廣当時本部執行委員長以下5名の役員に対する名誉棄損を認定し、慰謝料一人あたり30万円＋弁護士費用分3万円（33万円）＋遅延損害金の支払いが確定しました。

残念ながら、処分撤回と組合に対する名誉棄損は退けられましたが、会社は判決言い渡し後、代理人を通じて慰謝料の支払いを表明しました。まさに敗北宣言を發したことに他なりません。この間、やり得とばかりに繰り返されてきた不当労働行為、組合敵視の労務政策に司法のメスが入ったのです。会社は、判決を真摯に受け止め社員をテロリスト呼ばわりしたことを謝罪すべきです。

勝利を確認した報告集会

